退職所得のある配偶者、扶養親族または特定親族がいる場合の給与支払報告書(個人別明細書)の記載事項

名古屋市個人市民税特別徴収センター

退職所得のある配偶者(退職所得を除く合計所得金額が133万円以下の者に限る。)、扶養親族または特定親族がいる場合は、給与支払報告書(個人別明細書)に、以下の事項を記載してください。ただし、〔〕内の項目は該当する場合のみ記載してください。

「摘要」欄	(退)氏名
	配偶者/扶養親族/特定親族の別
	生年月日
	住所
	〔障害者/特別障害者〕
	〔非居住者+合計所得金額の見積額〕
	〔寡婦/ひとり親〕※
「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄	個人番号 (マイナンバー)

※ 記載した退職所得のある扶養親族がいることにより、本人(支払を受ける者)が寡婦また はひとり親に該当する場合

【記載例】



給与支払報告書の記載方法については、名古屋市公式ウェブサイト(https://www.city.nagoya.jp/)に掲載されている「個人の市民税・県民税給与支払報告書の作成と提出の手引き」と国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)に掲載されている「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をあわせてご覧ください。

また、ご不明な点については、名古屋市個人市民税特別徴収センター(電話:052 - 957 - 6930、FAX:052-957-6934)にお問い合わせください。